

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ地域 石庭地区 (石庭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 水稻栽培が中心。
- ・ 中山間地域であり、傾斜地が多く、農地の保全に多大な労力を要する。
- ・ 獣害については、大小を問わず各農地に被害が出ている。
- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
- ・ 地区内人材に限界があり、今後は他集落からの入作や新規就農者等の参入を期待する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。
- ・ 小規模農家が多く、農機の老朽化による買い替え等の負担が大きくなると思われるので、共用の農機具の購入を検討する。
- ・ 水稻を主要作物とし、各農家、JA、近隣地区との栽培法等の情報を共有し、収益を向上させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・ 農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づく担い手への農地集積・集約を図るため、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・助成金等を利用し用排水路、獣害柵の維持管理を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①既設獣害防止柵の定期的な維持管理や補修作業を実施する。獣害防止柵での被害防止が困難な獣に対しては、追い払い花火の活用や関係機関と協力し、駆除、追い払い体制に取り組む。
- ⑦助成金等を利用し、共同で使用できる管理機械を購入し、適切な保全管理に取り組む。
- ⑧助成金、融資等を利用し、用水路の維持管理を図る。
- ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。